

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 高額介護合算療養費について ～

### ■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度、または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

#### 自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：令和2年8月1日～令和3年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3 割	現 役 並 み 所 得 者		【課税所得690万円以上】 212万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得145万円以上】 67万円
1 割	一 般		56万円
	住 民 税 非 課 税 世 帯	区 分 II (※1)	31万円
		区 分 I (※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Iに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方



申請される方は、税務国保課国保年金係までお申し出ください。

#### お問い合わせ先

##### 北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目  
国保会館6階  
【電話】011-290-5601

##### 奥尻町役場 税務国保課国保年金係

住所] 〒043-1498  
奥尻町字奥尻806番地  
【電話】01397-2-3406（直通）

### ●●● 高齢者のみなさんの相談窓口です ●●●

- 健康や暮らしのこと ●介護のこと ●認知症のこと ●成年後見制度について 等生活の中で、困ったこと、心配なことはありませんか？



### 地域包括支援センター

【福野・寺崎・鷹原が担当します】



☎ 2-3381 (保健福祉センター内)